

川崎市告示第482号

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則（昭和 48 年川崎市規則第 32 号）第 6 条第 1 項の規定により、医療証の更新をするため、次のとおり告示します。

令和 8 年 8 月 14 日

川崎市長 福田 紀彦

1 更新日

令和 8 年 10 月 1 日

2 更新期間及び更新方法

医療証の更新は、令和 8 年 9 月 15 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に郵送での交付により行います。

3 医療証の効力

現医療証は令和 8 年 9 月 30 日限りで無効とし、新医療証は令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで有効とします。

ただし、令和 9 年 9 月 30 日よりも前に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する場合は、その有効期限の日まで有効とします。

また、令和 9 年 9 月よりも前に身体障害者手帳に再認定年月がある場合には、再認定年月の月末まで有効とします。